

子育て支援センター 講座

要予約 はぐ〜んの夏まつり

7月29日(火) 受付 午前9時45分～10時 開始 午前10時～11時 (20組)



お祭りの季節がやってきました！はぐ〜んでは今年も夏まつりを開催します♪
小さなお子さんと一緒に参加できるゲームなど色々な企画を行います！！
みんなで夏のイベントを楽しみませんか。

※申し込み多数の場合はキャンセル待ちとなります。



要予約 ♪おやこ de ぽん♪

8月5日(火)・6日(水)

①午前 9時～10時30分 ②午前10時30分～正午
③午後 1時～3時

お子さんの手形や足形を使って製作をします。
8月のテーマ【summer】

※予約状況によっては、希望時間に予約ができないことがあります。



公民館コラボ企画

ホン de リッチ

7月11日(金) 11時30分～正午

絵本の読み聞かせやふれあい遊びを通して、
お子さんの成長を親子で楽しみませんか。

お誕生会

7月31日(木) 11時30分～正午

未就園のお子さんには、誕生月に誕生カード
をお渡ししています。手形を取りますので事
前にお越しいただくか、誕生会当日に早め
にお越しください。

【参加対象】
子育て支援センターを利用する親子

【開設時間】
(平日) 午前9時～午後4時 ※正午～午後1時はお休みします。

【開設場所】
子育て支援センター「はぐ〜ん」(保健センター隣)

【問合せ】
子育て支援センター ☎77-3930



7月下旬・8月上旬の保健事業 >>> 教室・講座・健診など 問合せ・会場 保健センター ☎77-1891 (★印は要申込)

月	日	事業名	時間	要申込
7月	17日(木)	のびのびラッコ教室 (対象者 1歳6か月児健診後～4歳のお誕生月を迎えるまでの幼児と保護者)	午前10時20分～11時30分	★
		パンダ学級 (対象者 3歳児健診後～就学前の幼児と保護者)	午後1時20分～2時30分	★
	18日(金)	へるすあつぷ講座 (対象者 40～74歳)	午前10時～11時30分	★
	24日(木)	ことばの相談	①午前10時10分 ②午前11時10分 ③午後1時10分	★
31日(木)	子育て相談	①午後1時10分 ②午前2時10分 ③午後3時10分	★	
8月	1日(金)	へるすあつぷ講座 (対象者 40～74歳)	午前10時～11時30分	★
	4日(月)	3歳児健康診査 (対象者 令和3年12月～令和4年3月生の幼児)	午後1時～2時	
	5日(火)	けんこう講座 「免疫を上げる食事のしかた」 (対象者 30歳以上)	午前10時～11時30分	★
	7日(木)	のびのびラッコ教室 (対象者 1歳6か月児健診後～4歳のお誕生月を迎えるまでの幼児と保護者)	午前10時20分～11時30分	★
パンダ学級 (対象者 3歳児健診後～就学前の幼児と保護者)		午後1時20分～2時30分	★	



国民健康保険及び後期高齢者医療制度 保険証の有効期限は7月31日(木)までとなります

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

令和6年12月2日以降、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。

毎年7月に更新していた紙の保険証に代わり、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を交付し、すでにマイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を送付します。

資格確認書などの郵送は7月中旬から開始し、「資格確認書」は国民健康保険加入者の場合は世帯主宛て、後期高齢者医療制度加入者の場合は本人宛てに簡易書留で郵送し、「資格情報のお知らせ」は普通郵便で送付します。届いたら記載内容を確認してください。

また、後期高齢者の方については、令和8年8月の年次更新までの間、経過措置として、マイナ保険証の有無にかかわらず資格確認書を交付します。マイナ保険証も引き続き使用可能です。

■国民健康保険加入者
現在、限度額適用認定証をお持ちの方で、8月1日(金)以降も引き続き必要な場合は、マイナ

保険証を利用することで、限度額適用認定証が不要になります。なお、マイナ保険証の利用登録がない方は、再度交付申請をお願いいたします。

■まだマイナンバーカードをお持ちでない方

医療機関窓口でのマイナ保険証の提示が原則となりますので、この機会にマイナンバーカードの申請を行っていただき、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

※注意点

- ・国民健康保険税を滞納すると、保険医療機関などでの窓口負担割合が10割となり、一時的に医療費を全額自己負担する「特別療養費」の支給対象者となる場合があります。
- ・マイナ保険証をご利用の場合であっても、健康保険が切り替わった際には、国保年金係への届け出が必要となりますので、忘れずにお手続きをお願いいたします。



免除制度があります 国民年金保険料

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

■国民年金保険料免除制度とは
収入の減少や失業などにより保険料を納めることが経済的に難しいとき、保険料の全額または一部が免除されます。

■国民年金保険料納付猶予制度とは
50歳未満の方(学生以外)で、働いていないなどの理由があり生活に余裕がない場合、保険料が猶予されます。

■未納のままにしておく
障害や死亡といった不測の事態が生じたとき、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

■手続きについて
老齢基礎年金を将来的に受け取れない場合があります。

申請先は住民登録をしている役場(市役所)の国民年金担当窓口です。(郵送可)
※過去に同一の失業を理由として免除などを申請したことがあり、失業などに関する証明書類を提出済みである場合は、証明書類の添付が不要となります。

ます。過去に提出したかが不明な場合は、証明書類をご持参いただくようお願いいたします。
※マイナンバーから国民年金保険料免除・納付猶予の電子申請ができます。
※電子申請をご利用の際はマイナンバーの「利用登録」が必要です。手続きにはマイナンバーカードと、受け取り時に設定したパスワードが必要です。詳しくは日本年金機構のホームページをご確認ください。

■問合せ

千葉年金事務所
☎043124216320
年金加入者ダイヤル
☎05700003004
(050)から始まる電話でおかけになる場合は☎031663012525)



▲日本年金機構